

後期高齢者医療制度

被保険者証を7月下旬に送付します

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎34・2095 / ☎34・2096
 県後期高齢者医療広域連合 ☎29・8430

現在使用されている被保険者証の有効期限は7月31日です。7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。

8月1日以降は右上の有効期限が令和2年7月31日と記載されている被保険者証をご使用ください。

被保険者証は

簡易書留で7月下旬に送付

受取時には、受領印が必要です。また、不在の場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」が配達されます。その場合は、お知らせに記載されている方法でお受け取りください。

有効期限を過ぎた被保険者証は：

8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

令和元年度の保険料を決定

7月に令和元年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収（年金からの天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）で納めます。年度途

中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。また、納付書で納める場合は便利で納め忘れない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

1. 均等割額の軽減措置にかかる所得判定基準が見直されます

軽減割合	同一世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等の合計額
8割	33万円以下かつ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下（他に各種所得がない）
8.5割	33万円以下
5割	33万円+（27.5万円×世帯の被保険者数）以下 ↓ 33万円+（28万円×世帯の被保険者数）以下
2割	33万円+（50万円×世帯の被保険者数）以下 ↓ 33万円+（51万円×世帯の被保険者数）以下

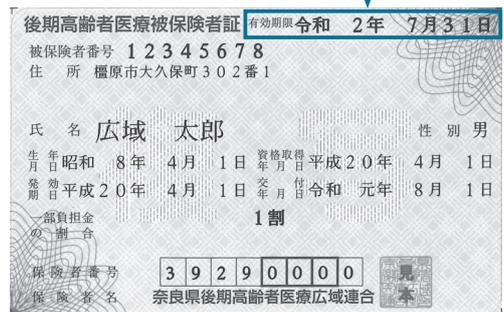
2. 職場の健康保険などの被扶養者だった人の軽減措置が見直されます

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった人の均等割額の軽減措置が、下記のとおり段階的に変わります。

平成30年度	令和元年度以降
5割軽減	資格取得後2年間に限り5割軽減

※平成30年度までは特例的な軽減措置であり、令和元年度以降が法令上の本則です。なお、この軽減措置の対象でなくなっても、上記1の軽減対象になる人はそちらが適用されます。

新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は令和2年7月31日です。



いっしょにたべよう

こども食堂たわらもと

主催：田原本町赤十字奉仕団

町内の小学生の居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています。食事の提供は月1回を予定しています。



日時 **8月10日** (土)

正午～午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター2階 調理室

参加無料

対象 原則として小学4年生以上

※田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要

定員 約30人

問・申込 7月22日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル（☎35-3835）へ。詳細はQRコードを読み取ってください。



※メニューは未定です。（アレルギーの対応はしません）
 ※参加児童の中で調理のお手伝いをしてくれる人は、午前11時集合（三角巾とエプロン要）

マイナンバーカード 受付時間の延長・休日開庁

マイナンバーカードをより取得しやすいように、受付時間の延長と休日開庁を実施します。

受付時間の延長

7月10日(水)・24日(水)、8月7日(水)

午後7時まで

(交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁

7月14日(日) 午前10時～午後4時

業務内容

通知カードの受け取り、マイナンバーカードの交付・申請（その他の業務は行いません）

マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

窓口での印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書を取得する際には「印鑑登録証」もしくは「住民カード」の提示が必要になります。忘れずに持参してください。

取得できる証明書
・住民票の写し：300円
・印鑑登録証明書：300円

※印鑑登録証・住民カードでは、コンビニ交付を利用できません。

サービスが利用できる店舗
セブン・イレブン、ローソン
ファミリーマート、ミニストップ

※証明書の取得には、利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）の登録があるマイナンバーカードが必要です。

コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機（キオスク端末）から証明書を取得できるサービスです。

利用可能時間
午前6時30分～
午後11時（12月29日～1月3日とシ
ステムメンテナンス日を除く）



住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

マイナンバーカードの申請をお願いします
コンビニ交付サービスをご利用ください

福祉医療制度の対象者へ

8月からの福祉医療費受給資格証を送付します

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2096 / ☎ 34・2095

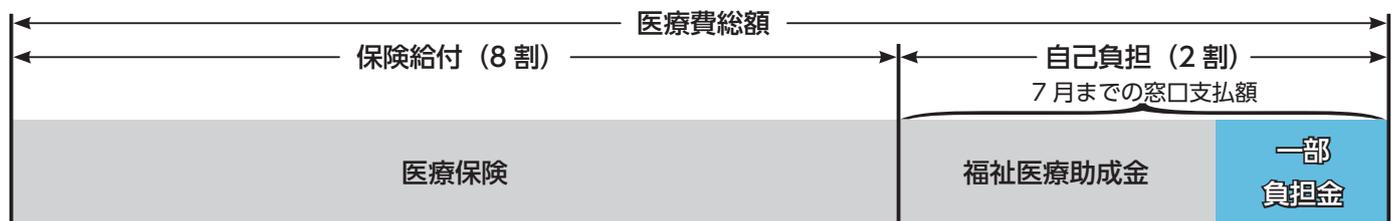
未就学児の医療費助成制度が変わります

令和元年8月受診分から、未就学児（小学校入学前の子ども）が県内の医療機関を受診する場合、一部負担金（外来：500円、14日以上入院：1,000円、調剤薬局：0円）のみの支払いで受診できる現物給付制度に変わります。対象は、次の受給資格がある未就学児です。

- 乳幼児医療費助成
- 心身障害者医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成

対象の人へは、7月中に現物給付制度用の受給資格証（水

未就学児が医療機関を受診した際の負担額のイメージ



8月からの窓口負担額

色)を送付します。現在お使いの自動償還制度用受給資格証（白色）は住民保険課窓口へ返却するか、必ず処分してください。

●子ども医療費助成制度の対象の人へ

現在お使いの受給資格証をそのままお使いください。
※未就学児以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。

●心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の対象の人へ

7月中に受給資格証を送付します。
※「ひとり親家庭等医療費助成制度」の更新申請がまだの人はご提出ください。

●重度老人等医療費助成制度の対象の人へ

後期高齢者医療被保険者証をお使いください。

保険料が均等になるように 8月の介護保険料特別徴収の仮徴収額を 平準化します

長寿介護課高年齢福祉係 ☎ 34・2103

介護保険料の支払方法が特別徴収（年金天引き）の人は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収として納付していますが、収入の変動や介護保険料の改定があると、仮徴収と本徴収の納付額に大きな差が出てしまいます。

そのため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更します。

特別徴収とは

年金受給額が年額18万円以上の人を対象に、年金から介護保険料が差し引かれることです。

仮徴収、本徴収とは

◆仮徴収（4月・6月・8月）

保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの間の3回は、前年度の2月と同額を仮に納付することになります。

◆本徴収（10月・12月・翌年2月）

前年の所得などに応じて決定した年間の保険料から、仮徴収で納付した額を差し引いた残りの保険料を3回で納付します。

平準化とは

4月・6月・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月の本徴収額と同額となりますが、平成30年度は介護保険料の改定が行われ、現在、すでに前半と後半の保険料に差がある人も多いため、このまま仮徴収を行うと1年間の介護保険料が偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう8月の徴収額を変更し、特別徴収の介護保険料の平準化を図ります。

※平準化することで、介護保険料の年額が変わるものではありません。
※詳細な保険料と納付方法は、7月中旬に個別通知します。



平準化の参考例

所得段階が第5段階（基準額）の人（世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人）

平成30年度

年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月
10,900円	10,900円	12,800円	13,000円	12,800円	12,800円

前年度2月と同額

令和元年度

●平準化しない場合
年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和2年2月
12,800円	12,800円	12,800円	11,600円	11,600円	11,600円

※本徴収は、7月に確定した1年間の保険料から仮徴収した保険料を差し引いた金額の3分の1ずつを天引き。

変更

●平準化した場合

年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	令和2年2月
12,800円	12,800円	11,900円	11,900円	11,900円	11,900円

※前年所得で保険料の年額を算出。4月・6月で納付した分を差し引き、残額を4回で納付。
{73,200円 - (12,800円 × 2)} ÷ 4 = 11,900円

※4月・6月徴収分は前年度2月と同額

所得段階別第1号被保険者の介護保険料額

区分	対象者	保険料率	所得段階別 保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 	0.45 ↓ 0.375	32,900円 ↓ 27,400円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人 	0.75 ↓ 0.625	54,900円 ↓ 45,700円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人 	0.75 ↓ 0.725	54,900円 ↓ 53,000円

※第4～9段階までは以前と変わりません。



65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料
令和元年度から第1～3段階の保険料が左記の通り減額となります。

65歳以上の皆さんへ
**令和元年度から
介護保険料が減額されました**

長寿介護課高齢福祉係 ☎ 34・2103

やってみよう！フレイルチェック

- 1年で体重が4～5kg減った
- 疲れやすくなった
- 筋力(握力)が低下した(ペットボトルのふたが開けられない)
- 歩くのが遅くなった(信号が変わるまでに横断歩道を渡れなくなった)
- 定期的に運動をしていない

- 1・2項目当てはまる人→フレイルの前段階
- 3項目以上当てはまる人→フレイルの疑いあり

歳を重ね、気力や体力の衰えなど心身の活力が低下した状態を「フレイル」といいます。「歳だから仕方ない」と対策をとらずにいると、要介護状態に陥ります。次のフレイルチェックに該当する人は、この機会にフレイル測定を受けてみませんか？



フレイルを知って健康長寿を目指そう
フレイル測定と介護予防講演会

地域包括支援センター ☎ 34・2104

フレイル測定会
日時 8月8日(木) ▼1回目：午前10時～正午 ▼2回目：午後1時～3時
場所 町民ホール
内容 問診、体組成測定、口腔チェック、体力測定(動きやすい格好でお越しください)
定員 各回25人(申込順)
※測定会の結果は介護予防講演会にてお渡しします。

介護予防講演会
日時 8月29日(木)
午後2時～4時
場所 町民ホール
内容 フレイルを予防して自分らしい生活を過ごすために「フレイル」から脱却した方から学ぶ、いきいきライフのコツ
講師 武田和幸さん(理学療法士・ポシブル医科学株式会社)
定員 100人(申込順)
申込方法 とともに7月31日(水)までに、住所、氏名、年齢、電話、交通手段を町地域包括支援センター(☎34・2104 / FAX34・0294)へ電話かFAXでお伝えください。



国民健康保険のお知らせ 納税通知書の送付・認定証などの更新

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

7月に納税通知書を 送付します

納税義務者は、納税通知書で納付方法を確認しましょう！

7月に国民健康保険（国保）税納義務者に納税通知書を送付します。国保税は、普通徴収（納付書または口座振替）か特別徴収（年金からの天引き）で納めることとなります。

普通徴収の第1期の納期限は7月31日です。納期内に納めましょう。※詳細は、国民健康保険納税通知書と同封の「国民健康保険税の納付方法について」をご覧ください。



▲納税通知書は、白い封筒で送付しますので、ご注意ください。

●普通徴収納期限

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	令和2年 1月31日	令和2年 3月2日

●特別徴収納期限

仮徴収			本徴収		
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	令和2年2月

※特別徴収の人は、2月の国保税額と同じ金額を翌年度の4・6・8月の年金から特別徴収（仮徴収）します。

年度途中で75歳の誕生日を迎える人へ

75歳になると国保から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。国保税は誕生日月の前月分までで（※）、誕生日月からは、後期高齢者医療保険料を納めていただきます。

※国保世帯主が75歳で後期高齢者医療制度に移っても、国保世帯員がいる場合は世帯員の国保税を世帯主が引き続き納めることとなります。

年金天引きされている人のうち年度途中で75歳になる世帯は、今年度は年金天引きされませんので、ご注意ください。

所得の申告はお済みですか？

国保の納税義務者である世帯主と被保険者全員の前年の所得が必要です。

所得は下記の算定などに使われます。

- 国保税の算定
- 国保税の低所得世帯に対する軽減
- 高額療養費の区分などの判定

所得が不明な人に「国民健康保険税申告書」を送付していますので、提出がまだの人は必ず住民保険課国保医療・年金係へ提出してください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新

上記の認定証は毎年8月に所得に応じて区分を判定するため、有効期限が7月31日となっています。8月以降も認定証が必要な場合は、7月22日（月）以降更新にお越しくください。

※70歳以上75歳未満の人は認定証が不要場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額になりそうとき、事前に医療機関で認定証を提示することで、支払いを自己負担限度額までにすることができます。

高齢受給者証の定期更新

70歳以上75歳未満の国保被保険者がお使いの高齢受給者証は、毎年8月に定期更新となります。8月以降の受給者証を7月下旬に送付しますので、医療機関にかかる際は被保険者証とともに必ず提示してください。

国民健康保険にご加入の40〜74歳の皆さんへ
**国保の特定健康診査の集団健診が
 始まります**

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

平日はなかなか忙しくて時間が取れない、かかりつけの病院がなく健診先を決めかねている人などのため、集団健診を実施します。受診することで、自覚症状がなく進行する生活習慣病（高血圧・脂質異常・高血糖など）を早期に発見し、心筋梗塞や脳卒中・糖尿病に進行していかないための予防になります。

また、結果に異常がなくても毎年受けることで検査値の変化や健康状態をチェックすることができ、早い段階で生活習慣を改善するきっかけにもなります。健康の不安をなくして安心して健

- 今年度の集団健診について**
- ①費用は無料です。
 - ②集団健診を受診する場合は眼底検査を実施します。（費用は無料）
 - ③特定健診受診者全員に歯ブラシセットをプレゼントします。
 - ④セット健診に肝炎ウイルス検診が追加されました。
 - ⑤受診者全員を特定健診結果説明会にご招待します。

やかな日々を過ごすためにも、ぜひ受診しましょう。

日程 8月3日(土)、9月7日(土)、10月12日(土)・13日(日)（注）、11月23日(土)・12月7日(土)

注 10月12日(土)は定員に達したため受付を終了しました。10月13日(日)についても残りわずかとなっていますので、ご了承ください。（6月14日現在）

受付時間 午前9時〜11時（10月12日(土)・13日(日)は午前8時30分〜11時）

実施場所 町民ホール（町役場西側）

健診内容 問診・身体計測・血圧測定・診察・尿検査・血液検査・心電図検査など

定員 100人（申込順）
申込方法 集団健診申し込みハガキ（青色封筒で5月末に送付済）で事前申し込みが必要です。

※個別健診（令和2年1月31日(金)まで）も実施しています。実施医療機関など詳しくは、対象者に送付している青色封筒をご覧ください。冬季は医療機関が混み合いますので、早めの受診をお願いします。

年金保険料免除・納付猶予制度があります
**国民年金保険料の納付が困難な人は
 申請を**

桜井年金事務所 ☎ 42・0033
 住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

国民年金保険料の納付が困難なときは窓口で申請し、日本年金機構で前年所得（1月から6月の申請については前々年所得）を審査して承認を受けると、納付が免除・猶予されます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。お早めに手続きしてください。



ば、退職を考慮して免除区分が審査される特例もあります。

7月から受付開始

令和元年7月〜令和2年6月分の年金保険料免除・納付猶予制度

※年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例は、申請時点から2年1ヵ月前までさかのぼって申請が可能です。

また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば

※学生は年金保険料免除・納付猶予制度の対象外です。学生納付特例制度をご利用ください。

年金保険料免除制度
 所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の免除制度があります。
審査要件 申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の前年の所得などが定められた基準以下であること。（全額免除以外の免除が承認された期間は、一部納付保険料額を納めないと未納期間扱いとなります）

納付猶予制度
 50歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。
審査要件 申請者本人、申請者の配偶者の前年の所得などが定められた基準以下であること。

学生納付特例制度
審査要件 申請者本人が学生であり、前年の所得などが定められた基準以下であること。
対象となる学校 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など。（各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県の認可を受けている学校が対象）

4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まりました

購入対象者 (①②両方対象の人は両方の条件で購入可)

① 令和元年度の住民税が課税されていない人
※課税されている人に生活の面倒を見てもらっている人(配偶者や扶養されている人など)や、生活保護の受給者などは対象外です。



● 対象と思われる人に、プレミアム付商品券購入引換券交付申請書を郵送する予定です。受付開始は8月1日(木)からです。

② 平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれのお子さんがいる世帯の世帯主



● 9月以降、対象の世帯にプレミアム付商品券購入引換券を郵送します。

※①は平成31年1月1日時点で、②は令和元年6月1日時点などで住民票がある市区町村から、購入引換券などが交付されます。
※DV被害者で、他の市区町村から住民登録を移さずに田原本町に住んでいる人は、田原本町で申請できる場合がありますので、ご相談ください。



対象者ごとの、プレミアム付商品券の購入限度額をお知らせします。
左表①の対象者の場合
対象者1人につき最大2万円(2万5千円分)
左表②の対象者の場合
対象となるお子さん1人につき最大2万円(2万5千円分)

所得の少ない人や3歳未満の乳幼児がいる子育て世帯の人が対象です
プレミアム付商品券事業

町プレミアム付商品券事業実施本部(健康福祉課内)
☎33・9147 / ☎33・9148

プレミアム付商品券の参加店舗を募集します

町商工会 ☎32-2552

プレミアム付商品券を利用できる店舗を募集します。

募集期間

令和2年2月28日(金)まで

参加資格

町内に事業所(店舗)がある人

※申込には事業所(営業)の実態確認を行います。

※商品券には使用できない品目もあります。

商品券の使用期間

10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

申請方法

申込書を記入のうえ、町商工会へ提出してください。申請書は町ホームページに掲載しています。

※詳細は町ホームページをご覧ください。



日頃のご利用への感謝を込めて

道の駅レスティ 唐古・鍵の大感謝祭

道の駅レスティ唐古・鍵 ☎33-9170

道の駅レスティ 唐古・鍵がオープンして1年が経ちました。日頃のご利用への感謝を込めて感謝祭を開催します。詳細はQRコードを読み取ってください。



日時

8月7日(水)～9日(金)
午前9時～午後6時

内容

1階イベント広場 ●子供縁日 ●屋台&キッチンカー、ボンネットバス展示 など
2階多目的室 ●ガラガラ抽選会 ●1周年記念限定「道の駅きっぷ」配布 など



イベント情報は
こちらから

唐古・鍵遺跡史跡公園でのイベント

日時 8月8日(木)・9日(金)

午前10時～午後4時(予定)

内容 どんたく・鏡・勾玉づくりなど



親子で夏の星空を楽しみませんか

親と子で星を見る会

生涯教育課生涯学習係 ☎ 32-6193

星に詳しい先生が天体望遠鏡を使って、わかりやすく指導します。(参加無料)

日時 8月10日(土)
午後7時～8時45分

場所

道の駅レスティ 唐古・鍵(講義)
唐古・鍵遺跡史跡公園(星の観察)

対象 小学4～6年生とその保護者

※必ず保護者同伴のこと(対象学年以外の弟、妹の同伴は可)

定員 親子20組(応募者多数の場合は抽選)

申込 7月25日(木)(必着)までに電話か入力フォームで生涯教育課(☎32-6193)へ。入力フォームはQRコードを読み込んでください。

※天候不良のときは、内容を変更して実施します。

主催 町青少年健全育成推進協議会



中学生向けの学習教室です

友と笑む家(ゆうえんち)

生涯教育課生涯学習係 ☎ 32-6193

英語と数学の基礎を学ぶ中学生向け学習教室「友と笑む家」を開催します。大学生が楽しく教えてくれる「できた!」を多く体験できる教室です。(参加無料)

日時 7月23日～8月28日の火・水・金曜日午前9時～午後1時(7月23日(火)、8月9日(金)、14日(水)、28日(水)はみんなでお昼ご飯を作って食べます)

場所 青垣生涯学習センター 会議室

対象 中学1～3年生

内容 英語・数学(基礎内容の復習)

定員 15人(応募者多数の場合は抽選)

申込 7月16日(火)(必着)までに電話か入力フォームで生涯教育課(☎32-6193)へ。入力フォームはQRコードを読み込んでください。

※学習支援ボランティアも同時に募集します。興味のある人は生涯教育課までお問い合わせください。



夏期講座

弥生土器をつくってみませんか

唐古・鍵考古学ミュージアム ☎ 34-7100

弥生土器の特徴についての解説と、土器づくりの3回講座です。作成した土器は、11月16日(土)・17日(日)に唐古・鍵遺跡史跡公園で開催する弥生土器制作コンテストに出品できます。



日程・内容 ①8月16日(金)…弥生土器とは
②8月20日(火)・21日(水)…弥生土器制作

時間 いずれも午前10時～正午

場所 青垣生涯学習センター1階
①視聴覚室 ②陶芸室

対象 小学5年生以上

定員 20人(申込順)

持ち物 土器づくりの際は、汚れてもよい服装で、タオルを持参してください。

費用 受講当日に、材料費300円をお持ちください。

問・申込 7月9日(火)から唐古・鍵考古学ミュージアム(☎34-7100)へ直接または電話で。

夏季子ども向けイベント

きみも考古探偵!

唐古・鍵考古学ミュージアム ☎ 34-7100



町内から実際に出土した遺物を直接触ったり、接合したりする体験を通して、古代人の生活を推理しよう!

日時 第1回 7月24日(水)午前10時～正午
第2回 8月23日(金)午前10時～正午
※第1回・第2回とも同じ内容です。

場所 青垣生涯学習センター2階 研修室1・2

対象 小学4年生～中学生

定員 各回10人(申込順)

費用 無料

問・申込 7月9日(火)から唐古・鍵考古学ミュージアムへ直接。